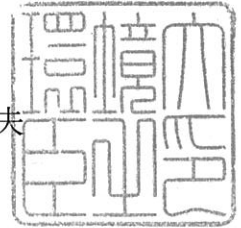


諮問第411号
環水大土発第1508201号
平成27年8月20日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
望月義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を改正すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(10*E*, 14*E*, 16*E*, 22*Z*) - (1*R*, 4*S*, 5'*S*, 6*S*, 6'*R*, 8*R*, 12*S*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*) - 6' - [(*S*) - *sec*-ブチル] - 21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' - (5', 6' -ジヒドロ-2' *H*-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-3-*O*-メチル-4-*O*- (2, 4, 6-トリデオキシ-3-*O*-メチル-4-メチルアミノ- α -*L*-*lyx*o-ヘキソピラノシル) - α -*L*-*arabino*-ヘキソピラノシド=安息香酸塩 (別名エマメクチンB 1 a 安息香酸塩) 及び (10*E*, 14*E*, 16*E*, 22*Z*) - (1*R*, 4*S*, 5'*S*, 6*S*, 6'*R*, 8*R*, 12*S*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*) - 21, 24-ジヒドロキシ-6' - イソプロピル-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' - (5', 6' -ジヒドロ-2' *H*-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-3-*O*-メチル-4-*O*- (2, 4, 6-トリデオキシ-3-*O*-メチル-4-メチルアミノ- α -*L*-*lyx*o-ヘキソピラノシル) - α -*L*-*arabino*-ヘキソピラノシド=安息香酸塩 (別名エマメクチンB 1 b 安息香酸塩) の混合物 (別名エマメクチン安息香酸塩)

N' - *tert*-ブチル-5-メチル-*N'* - (3, 5-キシロイル) クロマン-6-カルボヒドラジド (別名クロマフェノジド)

N - (4-クロロフェニル) - 1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド (別名クロルフタリム)

(別紙2)

(1RS, 5RS; 1RS, 5SR) - 5 - (4 - クロロベンジル) - 2, 2
- ジメチル - 1 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) シク
ロペンタノール (別名メトコナゾール)



中環審第857号
平成27年8月21日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成27年8月20日付け諮問第411号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。